

労基みえ

第209号 令和7年10月1日発行

発行人 一般社団法人三重労働基準協会連合会
津市東丸之内33-1 津フェニックスビル7階

TEL (059) 227-1051
FAX (059) 227-1739

URL <https://www.mierouki.or.jp>
E-mail: roukimie@mierouki.or.jp



アオスジアゲハ(四日市市)

三重県 最低賃金が改定されます。

令和7年
11月21日から 〈時間額〉 **1,087円**

令和7年度 全国労働衛生週間を迎えて



三重労働局長

石 田 聡

一般社団法人三重労働基準協会連合会及び各地区労働基準協会の皆様方には、日頃から労働行政の推進に格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も全国労働衛生週間（10月1日から7日まで）が9月を準備期間として実施されます。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況を見ると、腰痛による業務上疾病が業務上疾病の56%を占めており、被災者のうち、60歳以上の高年齢労働者が占める割合は増加傾向にあります。

また、三重県内の労働者の年間総実労働時間は、就業形態を問わず、長期的に減少しているものの、令和6年度に過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患による労災認定件数は6件と、令和4年度（2件）から大幅に増加した令和5年度と同件数となっており、引き続き、長時間労働による健康障害の防止対策を推進していく必要があります。

さらに、業務上のメンタルヘルス疾患による労災認定件数は18件であり、過去最多となった令和5年度（25件）と比較して減少したものの、依然高止まりしている状況です。

令和7年5月に公布された労働安全衛生法等

の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられることとなり、施行日は公布から3年以内に政令で定めることとされています。

三重県内において、労働者50人以上の事業場では、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合が、95%を超えている中、労働者50人未満の事業場では70%にとどまっている現状であり、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保のための取組の推進がより重要となっています。

このような状況を踏まえ、今年で第76回を迎える本年度の全国労働衛生週間は、

**「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場」**

をスローガンとして展開します。

三重労働局においても「三重労働局第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）」において、エイジフレンドリーガイドラインに基づく高年齢労働者の安全衛生確保、過重労働対策やメンタルヘルス対策などの産業保健活動の推進を重点項目として労働災害防止対策を進めています。

会員の皆様方におかれましては、本週間を契機として、「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」の標語である「あせるな いそぐな

おこたるな」とともに、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、労使・関係請負人等の協力により自主的な労働衛生活動を一層推進していただきますようお願い申し上げます。

令和7年度(第76回) 全国労働衛生週間



《本年度のスローガン》

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

三重県内の労働衛生を取り巻く状況をみると、労働者の作業行動に起因する腰痛が職業性疾病の56%を占め、就業人口の高齢化に伴い、60歳以上の高年齢労働者が占める割合は増加傾向にあります。

三重県で働く労働者の年間総実労働時間は、長期的には減少傾向にあるものの、長時間労働による健康障害の発生は後を絶たず、令和6年度に過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患による労災認定件数は6件と高い水準となっています。

さらに、業務上によるメンタルヘルス疾患による労災認定件数は18件であり、過去最多となった令和5年度(25件)と比較して減少したものの、依然高止まりしている状況です。

本週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、すべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境をつくりましょう。

《労働衛生の重点事項》

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

～労働衛生に関するお知らせ～

◆ストレスチェックについて、労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とすることとなりました。50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保するため、施行日は公布日（令和7年5月14日）から3年以内に政令で定めることとされています。

◆その他

※「[三重労働局労働衛生特設ページ](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudoueisei.html)」に各分野の解説や関連リーフレット、三重労働局長メッセージ等を掲載しています。

URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudoueisei.html>

アクセス



三重県内の労働災害発生状況

令和7年8月末速報値

	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和6年	令和7年	対前年比	令和6年	令和7年	対前年比	
	8月末	人		8月末	人	%	
全産業	8	5	-3	1,344	1,335	-9	-0.7
製造業	1	0	-1	333	342	+9	+2.7
鉱業	0	0	0	2	2	±0	±0
建設業	3	4	+1	151	124	-27	-17.9
運輸業	1	0	-1	176	170	-6	-3.4
林業	1	0	-1	17	23	+6	+35.3
小売業	0	1	+1	170	172	+2	+1.1
社会福祉施設	0	0	0	149	138	-11	-7.4
その他の産業	2	0	-2	346	364	+18	+5.2

製造業 内訳	死亡者数			休業4日以上死傷者数			
	令和6年	令和7年	対前年比	令和6年	令和7年	対前年比	
	8月末	人		8月末	人	%	
食料品	0	0	0	79	80	+1	+1.3
木材・木製品	0	0	0	12	7	-5	-41.7
化学工業	0	0	0	35	47	+12	+34.3
窯業土石製品	0	0	0	22	26	+4	+18.1
金属製品	0	0	0	52	47	-5	-9.6
一般機械	0	0	0	14	24	+10	+71.4
電気機械器具	0	0	0	16	22	+6	+37.5
輸送用機械	0	0	0	36	34	-2	-5.6
その他の製造業	1	0	-1	67	55	-12	-17.9

資料出所：三重労働局「死亡災害速報」及び「労働者死傷病報告」（新型コロナウイルス感染症を除く）

毎年11月は「**過労死等防止啓発月間**」です
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

過労死等をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

三重
会場

過労死等防止対策
推進シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時
2025.11.18(火)
13:30~15:30 (受付13:00~)

会場
津市アストプラザ 4F
アストホール
(津市羽所町700番地 アスト津)

参加
無料
事前申込

基調講演
『労働と健康
~18万件のメール相談から学ぶ~』
山本 晴義氏
独立行政法人労働者健康安全保障機構 横浜労災病院
労働者メンタルヘルスセンター長

申込みは「過労死等防止対策推進シンポジウム」で検索してください。

主催: 厚生労働省
後援: 三重県
協力: 過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に
広く過労死等を防止することの重要性につ
いて自覚を促し、これに対する関心と理解を深
めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発
月間**」と定めています。

国民ひとり一人が自身にも関わることで
過労死等とその防止に対する理解を深めて
「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

過労死等防止対策推進シンポジウムの御案内

開催日時	令和7年11月18日(火) 13時30分~15時30分
開催場所	津市アストプラザ 4F アストホール (津市羽所町700番地 アスト津)
内 容	○基調講演 山本 晴義 氏 演題「労働と健康~18万件のメール 相談から学ぶ~」 ○過労死ご遺族の声 高橋 幸美 氏
参 加 料	無料
申込方法	申込みは「過労死等防止対策 推進シンポジウム」で検索し てください。

三重労働局の取組内容

1 ベストプラクティス企業との意見交換

三重労働局長が長時間労働の削減など過重労働解消に向けて積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）及びその取引先（発注者）と意見交換を行います。

2 全国一斉の無料電話相談

令和7年11月1日(土)、「過重労働解消相談ダイヤル」（フリーダイヤル：0120-794-713）を開設するとともに11月1日~7日を「過重労働相談受付集中期間」とし相談に対応します。

3 取組要請、周知・啓発

長時間労働削減に向け、労働組合や使用者団体に対し、取組を要請するとともに、使用者団体には「しわ寄せ」防止の働きかけも行います。

また、リーフレットの作成、ホームページの活用等により、過労死等防止啓発の趣旨やキャンペーンの内容を広く周知・啓発します。

4 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場など過重労働が懸念される事業場に対し、重点監督を実施します。

5 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

三重県最低賃金

令和7年11月21日から

時間額 **1,087円**

三重県内で働く
全ての労働者に
適用されます。

64円 UP

◇賃上げを支援する助成金をご用意しております。

最低賃金に関するお問い合わせは 三重労働局 労働基準部 賃金室
TEL 059(226)2108 へ

キャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長支援コース」

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

		要 件		1 人あたり助成額		
		労働時間の延長	賃金の増加	小規模企業	中小企業	大企業
(1年目の取組) 短時間労働者に右の ①～④のいずれかの 取組を行った場合	1 年 目	①5時間以上	—	50万円	40万円	30万円
		②4時間以上5時間未満	5%以上			
		③3時間以上4時間未満	10%以上			
		④2時間以上3時間未満	15%以上			
(2年目の取組) 1年目の取組後、短時 間労働者に右の①② のいずれかの取組を 行った場合	2 年 目	①労働時間をさらに 2時間以上延長	—	25万円	20万円	15万円
		—	②基本給をさらに5%以上 増加または昇給・賞与もし くは退職金制度の適用			

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

注意点

対象となる労働者は、社会保険の加入日の6 か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

助成金を受けるには、事前※にキャリアアップ計画書を都道府県労働局へ提出してください

※本コースの場合、社会保険加入日の前日まで（令和7年10月1日加入の場合、同年9月30日まで）

→ただし、現行の「社会保険適用時処遇改善コース」の計画書を提出している場合は、本コースの計画届・変更届の提出は必要ありません。

三重労働局職業安定部職業対策課
TEL 059-226-2111

キャリアアップ助成金について
（厚生労働省ウェブサイト）





最低賃金引き上げの支援策



業務改善助成金

令和 7 年 9 月 5 日から制度が
拡充されました！ (※)

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った** 中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ + 設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後
- ・交付申請期間
(三重県内の事業場：令和 7 年 11 月 20 日)

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を **3 % 以上増額** 改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

3 % 以上 5 % 未満 増額改定した場合	5 万円
5 % 未満 増額改定した場合	6 万 5,000 円

1 人当たりの助成額 (大企業の場合は 2 / 3)
1 事業所あたりの上限は 100 人分

活用例

中小企業が賃金規定等を 5 % 増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

最低賃金引き上げに合わせて改定する場合、新最低賃金発効日の前日 (11/20) までに取組む必要があります。

NEWS 令和 7 年 9 月 5 日から制度が拡充されました！ (※)

- ・対象事業場の範囲を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで (三重県内の事業場：1,086円まで)」に拡充しました。
- ・最低賃金改定日の前日 (三重県内の事業場：令和 7 年 11 月 20 日) までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました。

ハラスメント対策に関する 改正ポイントのご案内！

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！ (公布日：令和 7 年 6 月 11 日 施行日：公布後 1 年 6 か月以内の政令で定める日)

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の **3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置

※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

☆ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、事業主・労働者・顧客等の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

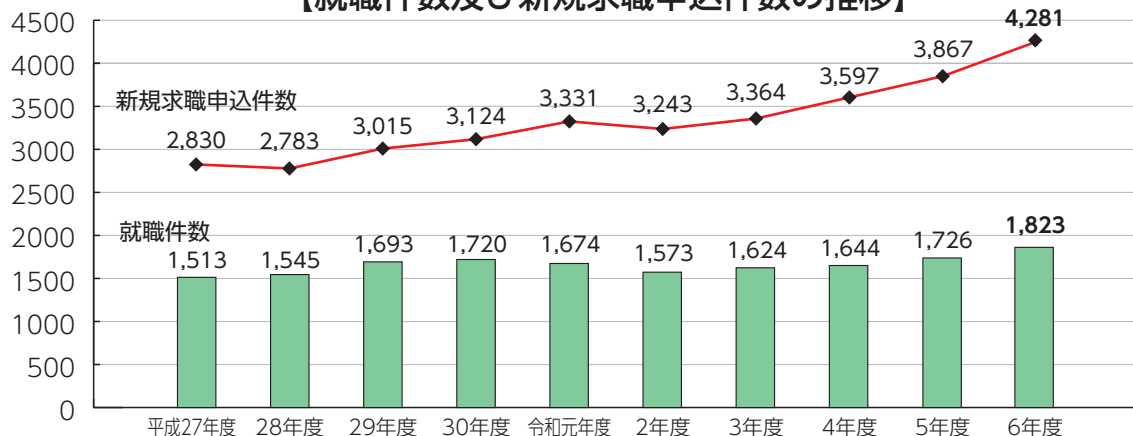
検索

障害者の職業紹介状況

三重労働局は、令和 6 年度のハローワークを通じた障害者の職業紹介状況をとりとめました。

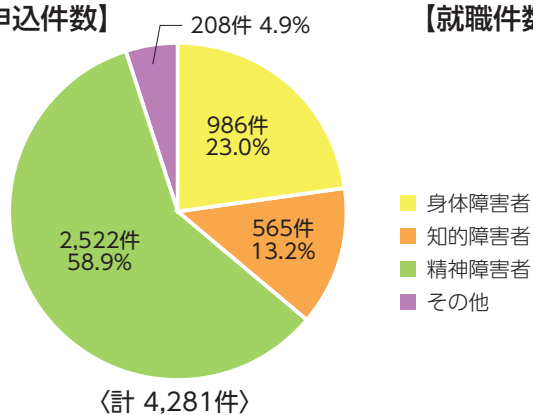
- 新規求職申込件数は、4,281 件（対前年度比 10.7%増加）で、うち精神障害者が 58.9%を占める。
- 就職件数は、1,823 件（対前年度比 5.6%増加）で、障害種別では、精神障害者は 14.4%増加したが、身体、知的、その他の障害者は 1.5%、9.5%、3.3%減少した。精神障害者の就職件数が、はじめて 1,000 件を超えた。
- 産業別の就職件数は、多い順に、「医療・福祉」（710 件、構成比 38.9%）、「製造業」（280 件、同 15.4%）、「サービス業」（245 件、同 13.4%）、「卸売業・小売業」（130 件、同 7.1%）などとなった。

【就職件数及び新規求職申込件数の推移】

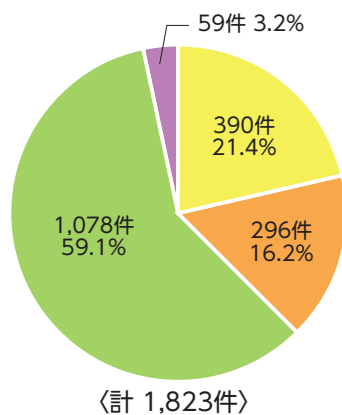


○就職件数等における障害種別の割合（令和 6 年度）

【新規求職申込件数】

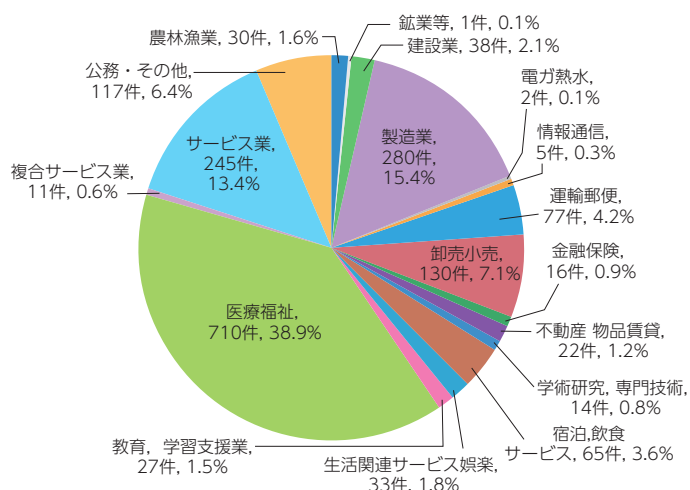


【就職件数】

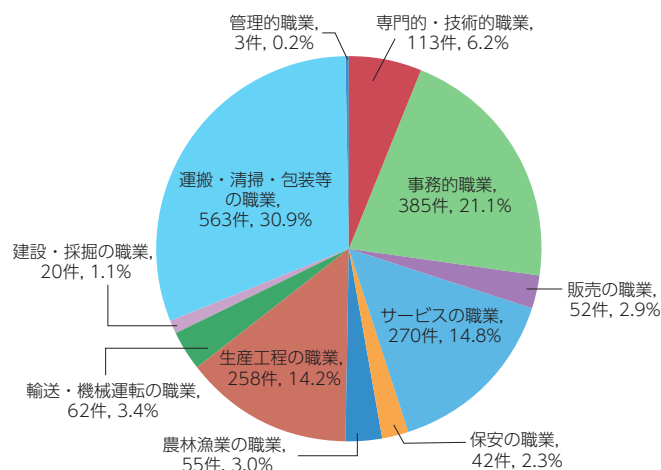


○産業別・職業別の就職状況（令和 6 年度）

【産業別の就職状況】



【職業別の就職状況】





「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険は、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称で、事業主向け各種助成金制度や、仕事や通勤による傷病に係る療養や休業、失業の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は正社員、パート、アルバイトなどの、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら

従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。

労働保険とは

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

事業主のための助成金（就職が困難な者の雇い入れや、労働者のキャリアアップや年収の壁対策などに取り組む事業主に助成）を支給しています。

労働者とは

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると、様々なリスクがあります

遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主の方のための助成金が受け取れません。

お問い合わせ

三重労働局労働保険徴収室 Tel059-226-2100

又は、最寄りの

労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へ

労働者50人未満の事業場にストレスチェックが義務化されます！

施行日は公布日(令和7年5月14日)から3年以内に政令で定めることとされています。

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」(令和7年法律第33号)により、ストレスチェックについて、労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とすることとなりました。50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保するため、施行日は公布日(令和7年5月14日)から3年以内に政令で定めることとされています。

労働者50人未満の事業場におかれましては、実施体制の確保等のご準備をお願いいたします。

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」(令和7年法律第33号)施行後の概要(変更部分赤字)

	ストレスチェック実施	集団分析・職場環境改善
50人以上の事業場	義務	努力義務
50人未満の事業場	努力義務 → 義務	努力義務

お問い合わせ先 三重労働局労働基準部健康安全課 電話059-226-2107

女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内！

Ⅱ：女性活躍の更なる推進に向けた改正ポイント

- 令和8年(2026年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和18年(2036年)3月31日までに延長されました。
- 従業員数101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公表が義務となります。(施行日：令和8年4月1日)
- プラチナえるぼし認定の要件が追加されます。(施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日)

情報公表の必須項目の拡大

- これまで従業員数301人以上の企業に公表が義務付けられていた男女間賃金差異について、101人以上の企業に公表義務を拡大するとともに、新たに女性管理職比率についても101人以上の企業に公表を義務付けます。(従業員数100人以下の企業は努力義務の対象です。)

企業等規模	改正前	改正後
301人以上	男女間賃金差異に加えて、2項目以上を公表	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、2項目以上を公表
101人～300人	1項目以上	男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上を公表

※ 従業員数301人以上の企業は、①「職業生活に関する機会の提供に関する実績」から1項目以上、②「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の実績」から1項目以上の、計2項目以上を公表することと、従業員数101人以上の企業は、①及び②の全体から1項目以上を公表することとされています。

就業環境整備改善支援セミナー 及び過重労働解消セミナーの開催について

当連合会（全基連三重県支部）では、厚生労働省の委託を受けて株式会社広済堂ネクストと連携して「誰もが安心・活躍できる働き方と職場をめざそう」をテーマに、10月23日（木）10：00～12：30に就業環境整備改善のための支援セミナーを開催します。

また、脳・心臓疾患や精神障害にかかる労災補償が増加し続け、過去 5 年間で最多 となる中、過重労働解消をテーマに、10月23日（木）14：00～16：30に過重労働解消セミナーを開催します。

セミナーでは、最近の法改正の内容を「わかりやすく！」を基本に解説し、人事労務と安全衛生の取組についてのノウハウを提供するとともに、最新の法令を盛り込んだテキストを配布し、自主的な取組を支援することとしております。事業の経営者及び人事労務担当の皆様にとって、必見の情報が盛り込まれておりますので、是非この機会を逸することなく、ご参加いただければ幸いです。参加は無料です。

R7年度就業環境整備 | トップページ



全基連からのお知らせ



建設業の一人親方等に対する安全衛生教育研修会のお知らせ
（主催：全基連）

詳細はこちらから → 事業HPのQRコード



中小企業退職金共済（中退共）制度のご案内

中小企業退職金共済（中退共）制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる 国の退職金制度です。国からの有利な掛金助成や、税法上の優遇も受けられ手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーも加入できます。

※一部対象外あり。詳しくは、ホームページをご覧ください。

簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共
小企業
退職金
共済制度



(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

連合会からのお知らせ

令和8年1月9日(金)に開催します

13：30頃 安 全 祈 願 祭 場所：伊勢神宮 内宮神楽殿

14：30頃 新 春 賀 詞 交 換 会 場所：伊勢神宮 内宮饗膳所

安全祈願祭の参加募集は、各地区の労働基準協会を通じ11月に開始する予定です。
新春賀詞交換会については、参加者を限定して開催します。参加募集は致しません。

連合会活動日誌

(令和 7 年 6 月～ 9 月)

◆ 6 月 1 日～30日 全国安全週間準備期間

6月16日～29日2週間、JR桑名駅・津駅・松阪駅・伊勢市駅構内に、安全衛生ポスターを掲出しました。

◆ 6 月 5 日 日本労働安全衛生コンサルタント会三重支部の定期総会に出席

令和7年度定期総会が開催され、事務局長が出席しました。

◆ 6 月 16日 三重県RSTトレーナー会の定期総会に出席

令和7年度定期総会が開催され、専務理事が出席しました。

◆ 7 月 2 日 「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進大会」共催

三重労働局主催のもと、労働災害の増加に歯止めをかけ、死亡災害ゼロ・死傷者数2,000人未満を目指す推進運動を展開しており、その一環として、各労働災害防止団体と共に共催。安全衛生の取組に先駆的な事業場の事例発表、安全衛生の専門家による講演などが行われました。

◆ 8 月 5 日～19日 免許試験受験申請書を受け付け

本年10月5日に開催される、労働安全衛生法に基づく免許試験（三重地区出張特別試験）に関する受験申請書の郵送受付を実施しました。

◆ 8 月 20日 安全衛生部会を開催

本年度第1回安全衛生部会を開催しました。三重労働局労働基準部健康安全課長の講話のほか、連合会事業の進捗状況、三重県産業安全衛生大会および同大会における連合会長表彰候補等についてご意見をいただきました。

◆ 8 月 21日 都道府県労働基準協会等中部ブロック会議に出席

名古屋市熱田区において「令和7年度都道府県労働基準協会等中部ブロック会議」が開催され、専務理事が出席しました。

◆ 8 月 25日 労働災害防止等関係団体会議に出席

三重労働局が主催し県内防災団体等をメンバーとする労働災害防止等関係団体会議に専務理事、事務局長が出席するとともに、終了後、三重県産業安全衛生大会について共催団体間の打合せを行いました。

◆ 8 月 25日 地区労働基準協会との業務連絡会議を開催

地区労働基準協会との業務連絡会議を開催し、共催事業である三重県産業安全衛生大会など連合会事業について説明するとともに、ご意見をいただきました。また、今後の技能講習運営方針等について、対応を協議しました。

講習会(養成講習、特別教育、研修等)予定

種 別		実施月日	会 場	受講費用
養 成 講 習 ・ 特 別 教 育 等	安 全 衛 生 推 進 者 養 成 講 習	1 月27日～28日	津フェニックスビル6階講習会場	14,080円
	安 全 管 理 者 選 任 時 研 修	10月30日～31日	津フェニックスビル6階講習会場	12,650円
	安 全 管 理 者 選 任 時 研 修	1 月15日～16日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,650円
	【会場変更】産業用ロボット教示等業務特別教育	11月 6 日～ 7 日	津フェニックスビル6階講習会場	16,830円
	【会場変更】産業用ロボット教示等業務特別教育	11月27日～28日	津フェニックスビル6階講習会場	16,830円
	産業用ロボット業務特別教育(検査・教示)	1 月21日～23日	NDSソリューション(四日市)	35,750円
	化学物質管理者講習(製造)	12月 9 日～10日	津フェニックスビル6階講習会場	29,040円
	化学物質管理者講習(取扱)	10月21日	津フェニックスビル6階講習会場	17,160円
	化学物質管理者講習(取扱)	12月 2 日	津フェニックスビル6階講習会場	17,160円
	化学物質管理者講習(取扱)	1 月20日	津フェニックスビル6階講習会場	17,160円
	保護具着用管理責任者教育	10月14日	鈴鹿地域職業訓練センター	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	11月18日	津フェニックスビル6階講習会場	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	12月 3 日	津フェニックスビル6階講習会場	18,150円
	保護具着用管理責任者教育	1 月 8 日	津フェニックスビル6階講習会場	18,150円
	マスクフィットテスト実施者養成研修	12月16日	津フェニックスビル6階講習会場	21,780円
	第1種衛生管理者免許試験受験準備講習	10月22日～24日	鈴鹿地域職業訓練センター	20,460円
第1種衛生管理者免許試験受験準備講習	12月17日～19日	津フェニックスビル6階講習会場	20,460円	

- (1) 原則として、講習予定日の2か月前の月の初営業日から、当連合会のホームページに募集案内、申込書等をアップ(ダウンロード可能)し、申込みを受け付けます。なお、募集開始以降は、ご要望によりFAXによる案内・申込書の送付もいたします。
- (2) 申込みについては、当連合会ホームページからインターネットやFAXによりお申し込みください。一部の講習会の募集について、受付開始後すぐに満席により受付終了場合があります。
- (FAX申込の方)
- 入金前に電話にて受付状況を確認願います。受付開始直後は回線が混み合います。送信完了後、しばらく経ってからご連絡ください。
- (Web申込の方)
- 自動送信の「講習申込仮予約確認」メール受信を確認のうえ、入金ください。
- ※受付前及び満席後の入金は返金対応となりますのでご注意ください。受付できない場合は、当連合会より順次ご連絡いたします。
- (3) 受講費用は消費税・テキスト代を含んでいますが、消費税・テキスト代が変更された場合には改定することがありますのでご了解ください。
- (4) 県内の各地区労働基準協会の会員事業場と一般事業場(非会員)で一部の受講料が異なります。上記受講料は会員事業場向けとなっています。一般事業場(非会員)は、連合会のホームページで受講費用をご確認ください。

令和7年10月～令和8年1月の講習会(技能講習)予定

当連合会ホームページから「インターネット申込」が便利です。

種 別	実施月日	会 場	受講費用	
技 能 講 習	プレス機械作業主任者技能講習	10月23日～24日	津フェニックスビル6階講習会場	14,740円
	プレス機械作業主任者技能講習	12月4日～5日	近鉄百貨店四日市店	14,740円
	乾燥設備作業主任者技能講習	10月7日～8日	近鉄百貨店四日市店	14,850円
	乾燥設備作業主任者技能講習	1月15日～16日	津フェニックスビル6階講習会場	14,850円
	はい作業主任者技能講習	12月4日～5日	津フェニックスビル6階講習会場	12,980円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10月9日～10日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10月30日～31日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	11月13日～14日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	12月11日～12日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	1月29日～30日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	10月7日～8日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	10月28日～29日	鈴鹿地域職業訓練センター	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	11月11日～12日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	11月25日～26日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	12月9日～10日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	12月23日～24日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	1月13日～14日	津フェニックスビル6階講習会場	13,530円
	有機溶剤作業主任者技能講習	1月27日～28日	近鉄百貨店四日市店	13,530円
	石綿作業主任者技能講習	11月13日～14日	鈴鹿地域職業訓練センター	12,980円
	建築物石綿含有建材調査者講習	12月11日～12日	津フェニックスビル6階講習会場	49,280円
	【新設】工作物石綿事前調査者講習	10月28日～29日	津フェニックスビル6階講習会場	49,280円
	【新設】工作物石綿事前調査者講習	11月27日～28日	鈴鹿地域職業訓練センター	49,280円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	10月15日～17日	北勢自動車協会（四日市）	19,910円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	11月19日～21日	北勢自動車協会（四日市）	19,910円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	12月17日～19日	北勢自動車協会（四日市）	19,910円
	酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者技能講習	1月21日～23日	北勢自動車協会（四日市）	19,910円
	ガス溶接技能講習	10月18日～19日	ポリテクセンター伊勢	14,630円
	ガス溶接技能講習	11月15日～16日	ポリテクセンター三重（四日市）	14,630円
	ガス溶接技能講習	12月13日～14日	ポリテクセンター三重（四日市）	14,630円
	高所作業車運転技能講習	11月4日～5日 6日	津フェニックスビル 中部電力中勢配電訓練所（美里）	免除なし45,320円 1号免除38,830円 2号免除40,920円

養成講習、特別教育等については前頁に記載。